

議案第65号

新座市手数料条例の一部を改正する条例

新座市手数料条例（平成12年新座市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係） (1)～(10) [略] (11) その他			別表（第2条関係） (1)～(10) [略] (11) その他		
名 称	手数料を徴収する 事務	金 額	名 称	手数料を徴収する 事務	金 額
[略]			[略]		
物件交 付手数 料	[略]		物件交 付手数 料	[略]	
	印鑑登録証の再交 付	1 件につき 200 円		印鑑登録証の再交 付	1 件につき 200 円
[略]			個人番号カードの 再交付		
[略]			1 件につき 800 円		
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止したいので、この案を提出するものである。